

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場移転問題
検討結果報告書

平成 18 年 3 月

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会

- 目 次 -

はじめに	1
1 本報告書の位置づけ	2
2 東大農場とは	2
(1) 概要	2
(2) 歴史	4
(3) 移転等をめぐる議論	5
(4) 現在	5
3 懇談会における検討事項	6
(1) 視点の抽出	6
(2) 検討課題の設定	10
4 取り組みの基本方針	11
5 3か年度の取り組みスケジュール(案)	17
6 取り組みに向けての課題及び留意点	19
(1) 作業工程の変更の可能性	19
(2) 前提条件の変更の可能性	19
(3) 関係機関との連携の見通し	19

関係資料

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会委員名簿
東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会検討経過
東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会設置要綱

はじめに

西東京市は住宅都市とされていますが、企業の工場・グラウンド、あるいは教育機関の大規模敷地が比較的多く見られます。これまではそうした立地状況が地域経済はもちろん、市内に不足する公園・緑地に替わる空間形成にも貢献してきました。

近年、バブル経済の崩壊や経済活動のグローバル化により、企業の工場撤退や敷地売却など、大規模敷地での土地利用の転換が相次いでいます。跡地では住宅を中心とした開発が行われ、人口が増加するとともに、従来の地域システムに少なからず影響を与えています。そのような状況の中、平成 15 年 3 月に日本の農業研究・教育の拠点である、東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場の移転が表明されました。

移転の表明は、国立大学を法人化し、自律性を高めるという考え方に基づくものです。この動きは、学術・産業分野が連携して新しい価値を創造し、国全体の活力を高めることを目的にした大学の構造改革の一環として理解できるものであり、企業の撤退とはやや異なる背景があると考えます。

しかしながら、東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場は、地域と地域住民にとって、住宅地に残された貴重なみどりです。また、広域避難所として防災拠点に位置づけられるなど、西東京市の中央部に位置し、将来を含めてまちづくりにとってさまざまな可能性を有する貴重な空間です。

移転の表明が、大学の活性化と国際競争力のある教育研究の高度化を目的とした流れにあるとしても、農場用地の資産的価値・市場価値のみが重要視されてはなりません。移転が現実化するとしても、「東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場」という地域資源について、市民と行政がともに議論・検証を重ね、見識を深め、跡地利用に対してメッセージを発することは、地域の立場として十分許容されるはずで

平成 17 年度の懇談会に託された課題は、「平成 20 年度までに移転問題に対する市の方針を策定したい、そのため、平成 18 年度以降の 3 カ年度に市はどのように取り組むべきなのか、その方向性を自由に議論して示してほしい」というものでした。限られた時間の中、参加した各委員それぞれの立場から議論を重ね、概ねの方向性を示したのが本報告書です。

平成 18 年度以降、この方向性に基づき、より具体的に検証・議論を深めることで、市の方針を確立することはもちろん、東京大学、関係行政機関、そして一人でも多くの市民が、東大農場の移転を地域の大きな課題として捉えていただけることを、報告書の取りまとめに当たり委員一同願うところです。

平成 18 年 3 月

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会

1 本報告書の位置づけ

平成 15 年 3 月 18 日に開催された東京大学評議会で、西東京市緑町一丁目の東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場（以下「東大農場」といいます。）の千葉県検見川キャンパスへの移転の方針が決定されました。

これを受けて、西東京市（以下「市」といいます。）では、平成 15 年 7 月、東京大学農学部附属農場検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設置し、庁内で東大農場の現状分析や情報収集、さらには移転に伴う課題・問題点等を検討し、今後取り組むべき方向性等について『東京大学農学部附属農場跡地利用に関する検討結果報告書』（平成 16 年 3 月、以下「平成 15 年度報告書」といいます。）として整理しました。

東大農場は西東京市の中心にあり、その動向は市民生活に大きな影響を与えることが予想されます。したがって、市が東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会（以下「懇談会」といいます。）を設置し、市民参加によって東大農場に関する課題を検討することとしたのは、市が市民をまちづくりの主役として、市政における市民参加を発展させるために設置した西東京市市民参加条例の本旨に適ったものとして、高く評価します。

2 東大農場とは¹

(1) 概要

東大農場は、東京大学大学院農学生命科学研究科が西東京市、神奈川県二宮町に有する 2 つの附属農場の一つです。西武新宿線田無駅北口の緑町一丁目に位置し、面積は東京ドームの約 5 個分に相当する約 22.2 ㍊、野菜、飼料作物・牧草、花き等を栽培しているほか、農業植物園である作物見本園や肉牛を飼育する放牧場なども設けられています。

東大農場の北西側には樹林地がありますが、これは同じく東京大学大学院農学生命科学研究科に附属する科学の森教育研究センターを構成する 6 つの地方演習林の一つで、正式には演習林田無試験地と言います。面積は約 9.12 ㍊、都心キャンパスに近く土地も平坦であることから、造林学、森林植物学、森林動物学などの生物系の圃場実習や室内実験に多く利用されています。

東大農場は、もう一つの附属農場である二宮果樹園と密接に連携しながら、教育・研究及び管理・運営に当たっているとされています。さらには、隣接する田無試験地を含めた用地内には東京大学アジア生物資源環境研究センターが研究室を構えており、そうした組織も一体となって西東京市に農学・生命科学の研究・教育拠点を形成しているとされています。

¹ 東京大学大学院農学生命科学研究科大学ホームページより

図 2-1 上空から見た東大農場、演習林田無試験地



注) 東大農場及び演習林田無試験地の区域は、東京大学ホームページを参考に示しました。

表 2-1 東京大学大学院農学生命科学研究科の附属農場

名 称	東大農場（多摩農場）	二宮果樹園
所在地	東京都西東京市緑町一丁目	神奈川県二宮町
面 積	22.2 ㊦	4.0 ㊦
	畑 16.5 ㊦	樹園ほか 2.2 ㊦
	田 1.5 ㊦	
	温室・ハウス等 0.2 ㊦	温室・ハウス等 0.1 ㊦
	建物敷地ほか 4.0 ㊦	建物敷地ほか 1.7 ㊦

表 2-2 科学の森教育研究センターの組織概要

組織	面積等	設置年
千葉演習林	約 2,200 ㊦	明治 27 (1894) 年
北海道演習林	約 23,000 ㊦	明治 32 (1899) 年
秩父演習林	約 5,800 ㊦	大正 5 (1916) 年
愛知演習林	約 1,300 ㊦	大正 11 (1922) 年
富士演習林	約 40 ㊦	大正 14 (1925) 年
田無試験地	約 9.12 ㊦	昭和 4 (1929) 年
樹芸研究所		昭和 18 (1943) 年
研究部		

(2) 歴史

東大農場の歴史は古く、その前史は明治 7 (1874) 年開場の内務省農事修学場、明治 10 (1877) 年開校の農学校に遡ります。その後、明治 23 (1890) 年に帝国大学農科大学附属農場が設置され、昭和 10 (1935) 年、駒場にあった本場が東京府田無町に移転し多摩農場と称しました。これが現在の東大農場です。以後、70 余年にわたり、農学・生命科学研究の拠点となってきました。

表 2-3 東大農場の歴史

年	歴史
明治 7 (1874) 年	内務省農事修学場開場 (前史)
明治 10 (1877) 年	農学校開校 (前史)
明治 23 (1890) 年	帝国大学農科大学附属農場設置
大正 8 (1919) 年	東京帝国大学農学部附属農場と改称
大正 15 (1926) 年	果樹園が神奈川県我妻村に移転、二宮果樹園と称す
昭和 10 (1935) 年	本場が東京府田無町に移転、多摩農場と称す
昭和 22 (1947) 年	東京大学農学部附属農場と改称
平成 12 (2000) 年	東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場と改称
平成 16 (2004) 年	東京大学が国立大学法人となる

(3) 移転等を巡る議論

今般、国立大学法人化に伴い東京大学が東大農場の移転の方針を表明しましたが、以前から移転や農場用地の利活用に関わる議論がありました。

昭和 63 年には、国の第四次全国総合開発計画の一環として、地方移転する省庁・機関の候補の一つに東京大学理工系学部が挙げられたことを背景に、田無市長が東京大学総長に理工系学部の東大農場への移転を要望しています。

平成元年には、田無市、北多摩北部都市広域行政圏協議会が、東大農場にスポーツ・リクリエーションの場など広域的利用ができる施設を整備することを東京都に要望し、平成 2 年 11 月策定の第三次東京都長期計画では、スポーツ・リクリエーションの場などに活用できるように国に働きかけていく旨の方向性が示されました。

さらに、平成 4 年 6 月には、田無市議会が東大農場移転と都立公園の設置を求める決議を東京都に提出しました。しかし、同年 8 月、東京大学農学部長から田無市長に対し、東大農場の教育研究における重要な役割から現状のまま存続し、今後は、市民に開かれた大学農場のあり方を検討する旨の文書が提出されました。

(4) 現在

スポーツ・リクリエーション施設の整備は実現していませんが、こうした移転・利活用を巡る議論から東大農場の一般開放が実現し、現在のように市民が親しむことができる空間となりました。また、東大農場のみどり豊かな環境が改めて注目され、緑地維持・保全を目的に、東大農場で生涯学習・教育を実践する市民活動も活発になりました。

一方で、東京大学は平成 4 年 6 月に「東京大学キャンパス計画」を策定し、現在の本郷、駒場キャンパスに加えて新たに柏にキャンパスを取得し、3キャンパスを中心に 21 世紀に向けたアカデミックプランを実現することを打ち出しました。また、国の構造改革の一環として国機関の独立行政法人化の動きが起こり、国立大学を国立大学法人に移行することが決定しました

東京大学では、「東京大学キャンパス計画」を受けて平成 7 年度から柏キャンパスの整備に着手していましたが、平成 15 年 3 月 18 日に開催した学内評議会で、千葉県検見川に有するキャンパス機能を柏に移転し、その跡地に東大農場を移転するという方針を表明しました。

平成 16 年 4 月、東京大学は国立大学法人に移行し現在に至っています。

3 懇談会における検討事項

(1) 視点の抽出

本懇談会での検討事項を定めるに当たって、東大農場を取り巻く現状を分析する視点として以下の4つに着目しました。

国立大学法人化の動き 東大農場の行政計画における位置づけ 未検討課題の整理 市民意識の啓発
--

国立大学法人化の動き

平成15年10月1日施行の国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号、以下「法」といいます。)等に基づき、平成16年4月1日、東京大学を含む99国立大学と15大学共同利用機関は、89国立大学法人と4大学共同利用機関法人に再編され、それぞれ独立法人に移行しました。

現在、国の構造改革・行財政改革の取り組みにより、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)等に基づく各種機関の独立行政法人化が進められています。国立大学法人化もこうした動きの一環ですが、一般の独立行政法人と比較した場合の特徴として以下が挙げられています²。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・「学外役員制度」など学外者の運営参画の制度化・客観的で信頼性の高い独自の評価システムの導入・学長選出や中期目標設定で大学の特性・自主性に考慮 |
|---|

そのため、各国立大学はあらかじめ文部科学大臣が定めた中期目標に基づき、平成16年度以降6か年度の中期計画を策定した上で国立大学法人に移行しました。この中期計画は、法人運営を第三者が事後評価する上での評価対象であるとともに、国からの運営交付金、寄付や有形固定資産処分などの自己収入、長期借入金といった収入計画と、教育研究経費を中心とした業務費や施設整備費といった支出計画から成る収支計画を示すことで、経営計画としての性格も持ち合わせています。

東京大学も平成16年度から平成21年度を計画期間とする中期計画を策定しました。しかし、平成15年3月に検見川移転の方針が表明されたものの、現在の中期計画に土地処分は盛り込まれていません。

また、国立大学法人化に向けて策定された『新しい「国立大学法人」像について』(平成14年3月26日、国立大学等の独立行政法人化に関する調査検

² 文部科学省ホームページより

討会議)においては、国立大学が利用に供している土地・建物の取り扱いについて以下の考え方が示されています。

・移行時の措置

各国立大学が移行前に現に利用に供している土地・建物は、処分が適当と考えられるものを除き、各大学の財産的基礎を確立する観点等から、原則として国から当該大学に対し現物出資又は無償貸与するものとする。

・土地・建物の処分収入の取り扱い

土地・建物の処分は、主務大臣の認可を経てなされるが、原則として当該処分収入の一定部分については各大学の自己収入とし、残余は国立大学法人全体の施設整備の財源調整に充てる。

以上、国立大学法人を取り巻く経営状況を踏まえると、東京大学による移転の方針は表明されたものの、その具体化に向けては、土地が国立大学法人全体の財源調整制度の原資とされていること、今後の東京大学の経営状況、資金調達手法など、なお不確定な要素があると考えます。

東大農場の行政計画における位置づけ

市の行政計画(表 3-1)では、おおむね現在の緑地機能の維持・保全を中心に位置づけられています。

一方、国、東京都の行政計画(表 3-2)においては具体的な位置づけはなく、唯一、用途地域や都市計画道路等の都市計画決定が行われている状況です。

未検討課題の整理

平成 15 年度に市では、跡地利用について、検討すべき課題を幾つか示していますが、本懇談会では、市民生活や市財政等に及ぼす便益あるいは負担を分析するなど、まちづくり資源としての東大農場跡地を、客観的に捉えるとともに、その可能性についてさまざまな切り口から議論を深める必要があると考えます。

・主な検討課題

教育機関や企業、官公庁の誘致(平成 15 年度報告書 p. 6 及び 7)

公園・緑地制度(都市計画法等)の活用(同 p. 7)

一部用地の取得の可能性(手法を含む)(同 p. 9)

市民意識の啓発

東大農場の移転が現実化した場合、市の都市構造に大きなインパクトを与

えることとなります。その一方で、移転問題に対する世論形成は必ずしも全市的とは言えない面もあります。そのため、本懇談会としては、今後の検討組織といった市民参加の仕組みづくりとともに、移転問題に対する市民意識の啓発を進める取り組みが必要であると考えます。

表 3-1 西東京市の行政計画における東大農場の位置づけ

総合計画	
	<p>環境にやさしいまちづくり 環 1 豊かな緑を保つために 環 1-1 みどりの保全・活用 環 1-1-1 公園・緑地の保全・活用 東大農場については、農場移転の方針を踏まえ、この移転問題への対応について、豊かな自然環境を残すことができるよう<u>関係行政機関等との調整を図りながら、市の方針を策定する。</u></p>
関連事項	<p>環 1-1-2 農地の保全・活用 市民と農業とのふれあい交流として市民農園や家族農園を推進する。 市民の農業体験の場づくりとして、体験型農園等の新たな形態について検討する。 <u>重点プロジェクト やすらぎグリーンプロジェクト</u></p>
西東京市都市計画マスタープラン	
	<p>全体構想 - 将来都市構造 - みどりの拠点 東大農場・演習林などまとまりのあるみどりを有する地区は「みどりの拠点」に位置づけ、<u>みどりとふれあいや健康づくりの中心</u>となるような拠点の形成を目指す。</p> <p>全体構想 - みどり・水辺・都市景観の方針 農地の宅地化や大規模敷地の土地利用転換時には、<u>その公園化に努める。</u> 東大農場・演習林のみどりの保全と活用のため、<u>さまざまな施策を検討する。</u></p> <p>地域別構想 - 中央地域 東大農場・演習林のみどりの保全と活用のため、<u>さまざまな施策を検討する。</u> 避難場所としての東大農場・演習林などの維持・改善とアクセス改善に努めることで、<u>地域の防災性の向上を目指す。</u></p>
西東京しみどりの基本計画	
	<p>みどりのまちづくりの方針 - みどりの機能からみたまちづくり方針 環境保全のための緑地の配置方針 東大農場・演習林やその周辺の<u>緑地機能に着目して、その保全に努力</u> レクリエーション・ふれあいのための緑地の配置方針 東大農場・演習林の<u>一帯については、移転後も大規模緑地としての機能保全に努めるとともに、市民に開放されたレクリエーション空間としての活用も検討する。</u></p> <p>防災のための緑地の配置方針 東大農場については、<u>将来にわたって防災空地としての機能の確保に努める。</u></p> <p>景観形成のための緑地の配置方針 東大農場については、<u>美しい緑地としての機能維持に努める。</u></p>

総合計画	
西東京市みどりの基本計画	<p>みどりのまちづくりの方針 - みどりのまちづくりの施策の方向</p> <p>東大農場について、<u>移転後の機能維持・公園化等のため、総合的な取り組みを検討する。</u></p> <p>地域別構想 - 中央地域 (同様の記述)</p>
西東京市環境基本計画	<p>基本方針 2 都市のみどりをみんなで支え、自然と共存して生きる</p> <p>- みどりの保全と育成 -</p> <p>市の取り組み (基本構想・基本計画に同じ)</p> <p>東大農場の市民開放を促進したり、空間を活用したイベントを検討するなど、人が集まる市民の活動を創出する。</p> <p>事業者の取り組み 東大農場の豊かな自然環境について考えていく。</p> <p>市民の取り組み 東大農場の豊かな自然環境を残すよう、市内外に働きかける。 東大農場の豊かな自然環境の保全や利用方法などについて、市や関係機関等とともに検討する。 東大農場の豊かな自然環境を利用して自然とのふれあい活動を行う。</p>
西東京市地域防災計画	<p>防災まちづくり - 都市空間の確保</p> <p><u>公園の整備、工場等の事業所跡地の取得及び緑地・農地の保全に努める。</u></p> <p>防災公園としての拠点</p>

表 3-2 東京都の行政計画における位置づけ

計画	東大農場の位置づけ	
用途地域 (都市計画、東京都決定)	西東京都市計画道路 3・4・9 号保谷東村山線より南側	第一種中高層住居専用地域 建ぺい率 6/10 容積率 20/10
	西東京都市計画道路 3・4・9 号保谷東村山線より北側及び演習林	第一種低層住居専用地域 建ぺい率 3/10 容積率 6/10
都市計画道路 (都市計画、東京都決定)	西東京都市計画道路 3・4・9 号保谷東村山線 昭和 42 年 5 月 23 日都市計画決定 幅員 16m、2 車線	

(2) 検討課題の設定

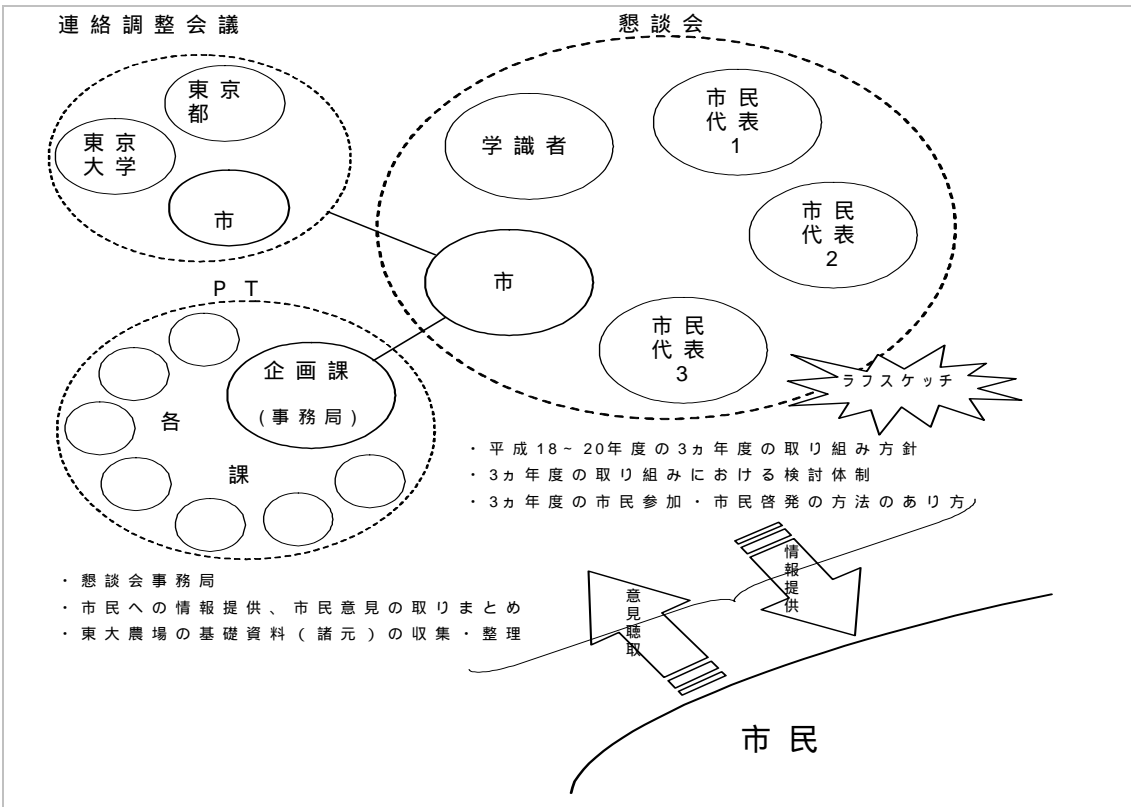
4つの現状分析の視点を踏まえ、本懇談会における検討事項（テーマ）を以下のとおり設定しています。

- ・東大農場に対する市の方針策定の目標を平成20年度末、方針策定に向けた検討期間を平成18年度から平成20年度の3か年度に設定することが重要です。
- ・本懇談会では、検討期間における取り組みについて自由に議論し、その結果を取り組みの基本方針案として集約することとします。

国立大学法人における中期計画の位置づけやその計画期間を踏まえると、東大農場の移転は平成22年度を始期とする次期中期計画以降に具体化されることが想定されます。計画策定の準備期間等の諸条件を考慮すると、市の方針は、平成20年度を目標に策定する必要があると考えます。

そのため、平成18年度以降の3か年度を方針策定に向けた検討期間とし、その間、市がどのような取り組みを、どのような段取りで進めるべき等について懇談会で自由に議論し、その結果を3か年度の取り組みの基本方針案として取りまとめることを、平成17年度懇談会の成果目標としました。

図3-1 懇談会の位置づけ（イメージ）



4 取り組みの基本方針

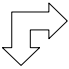
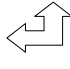
懇談会での議論を踏まえ、取り組みの基本方針を以下に示します。

(方針1) 農場維持、跡地利用の二面から捉える。

検見川移転の方針の表明を踏まえ、跡地利用に対するまちづくりの観点に立った市の方針を、確立することが必要であると考えます。

一方で、そのような土地利用転換が生じるとしても、現在示されているタイムスケジュールは中・長期的であり³、東大農場はなお一定期間存在します。また、今後の国立大学法人を取り巻く社会情勢等の変化によっては、方針そのものが変更される可能性も現段階でゼロとは言い切れません。

そのため、市民及び市が、現在の東大農場という地域資源をいかに地域課題の解決に役立てるのか、あるいは地域と東京大学とがどのように連携するのかといった面からも、検討や具体化した取り組みを進める必要があると考えます。

	移転前	移転後
跡地利用		検討・ 取り組み
農場維持	検討・ 取り組み	



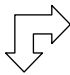
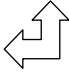
³ 平成 15 年 3 月に方針を表明した段階では、10 年後を目途とした計画と説明されています。

移転が現実化するまでの東大農場との関わりを重視した場合
 = 東大農場が現状のまま維持されることを想定した場合

本懇談会は、まちづくりにおける東大農場のポテンシャルに着目し、東京大学との連携、市民啓発について取り組むべきと考えます。また、現在の農場機能を活かしたまちづくりの点についても議論することが重要であると考えます。

平成 18 年度以降の市の検討については、市民が参加する中で、検討項目・順序等を考慮しながら、東京大学との連携や市民全体の啓発について取り組む必要があります。

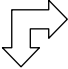

懇談会の議論から

	移転前から取り組めるまちづくりへの意見	移転後
跡地利用		
農場維持	東大農場のポテンシャルに着目すべき 『商業、防災、教育等多方面で利用価値がある。』（第 2 回懇談会） 『どういう方向性になっても、みどりのまちづくりという視点は重要』（第 2 回懇談会） 『教養課程で農場を学生が使うという動きがある。』（第 3 回懇談会）	
	東大・東大農場との連携について考えるべき 『東大農場塾で栽培しているひまわりを、座間市の事例のような搾油や環境学習と絡めてはどうか。』（第 2 回懇談会） 『東大農場の運営に市民も市も関わってはどうか』（第 2 回懇談会） 『市として大学との連携は重要視している』（第 2 回懇談会、事務局） 『東大農場に対する市のバックアップや連携の具体的な形が必要ではないか』（第 2 回懇談会） 『東大の考え方をひき出すということで、市と連携するということは大切』（第 3 回懇談会） 『市も有効利用していきたい意思を表明し、開かれつつある東大側とつながっていくことが重要』（第 3 回懇談会） 『普段からの市と大学との協力関係、コミュニケーションが大事』（第 3 回懇談会）	
	まちづくりで実現すべき機能を議論すべき 『西東京ブランドの創出。ひまわりなど』（第 1 回懇談会、第 3 回懇談会） 『観光的、観光産業的なまちおこし』（第 2 回懇談会、第 3 回懇談会） 『まちおこしにつながるような広い意味のアミューズメント、レジャー』（第 3 回懇談会） 『環境教育の拠点』（第 3 回懇談会） 『市のイベント時の東大農場の開放』（第 3 回懇談会） 『自由に利用できるオープンスペース』（第 3 回懇談会）	
	市民啓発について考えるべき 『まずは東大農場を多くの市民に知ってもらってはどうか』（第 2 回懇談会） 『わんぱく相撲は 1,000 人規模の事業。人（子ども）を集めれば東大農場の宣伝効果となるのではないか。』（第 2 回懇談会） 『移転問題は一部ではなく市民がまちづくり関わるチャンス』（第 3 回懇談会）	

移転の現実化 跡地利用を想定した場合

本懇談会は、跡地利用におけるまちづくりを考える上で、「基本コンセプト」、「都市構造」、「実現すべき機能」の3点について、今後議論を深めることが必要であると考えます。

懇談会の議論から

	移転前	移転後に目指すべきまちづくりへの意見
跡地利用		<p>まちづくりの基本コンセプトを議論しておくべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 『23区など広域的に人が集まるようなまちの形成』(第1回懇談会) 『みどりの発展と地域の発展の同時進行が必要』(第1回懇談会) 『どういう方向性になっても、みどりのまちづくりという視点が必要』(第2回懇談会) 『歩いて生活できるまち』(第2回懇談会) 『環境・学習都市の中心としての東大農場』(第3回懇談会) <hr/> <p>西東京市の都市構造から議論しておくべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 『田無駅北口から東大農場までのまちづくりという視点で取り組むべき』(第1回懇談会) 『田無駅から東大農場までのメインストリート化により商業的發展を検討すべき』(第1回懇談会) 『経済活動を進める上でも、田無駅からひばりヶ丘駅の真ん中にあることがキーポイント』(第2回懇談会、第3回懇談会) 『市内全域の拠点、東大農場を中心とした市の発展』(第3回懇談会) 『都心から多摩の東西(ヨコ)軸の中心』(第3回懇談会) <hr/> <p>まちづくりで実現すべき機能を議論しておくべき</p> <ul style="list-style-type: none"> 『市役所建設をはじめとする官公庁の集約による防災拠点の形成、人の流れの創出』(第1回懇談会) 『商業的、文化的な発展』(第1回懇談会) 『西東京ブランドの創出。ひまわりなど』(第1回懇談会、第3回懇談会) 『(市内の)経済活動の活性化』(第2回懇談会) 『観光的、観光産業的なまちおこし』(第2回懇談会、第3回懇談会) 『まちおこしにつながるような広い意味のアミューズメント、レジャー』(第3回懇談会) 『住宅都市としての生活利便性の向上』(第3回懇談会) 『産学連携拠点の形成。例えば生命工学研究と企業集積』(第3回懇談会) 『東京都全体における震災時の中継地』(第3回懇談会) 『環境教育の拠点』(第3回懇談会)
農場維持		

（方針２）行政計画における位置づけを意識する。

東大農場は市内の緑空間としての役割は大きく、土地利用転換が現実化しても公共空間としての機能を見捨てられません。現在、市の各種行政計画においてもそうした機能を肯定しており、今後、そうした機能を将来にわたって確保する仕組みについても検討する必要があります。

また、移転問題がどのように展開するとしても、3か年度の検討を踏まえた東大農場（あるいはその跡地）の役割の位置づけについては、国、東京都に積極的に働きかける必要があります。

懇談会での議論から

『市の方針が具体化できるかどうかは、国、都、その他の機関と調整していくべき』（第1回懇談会）との意見もあり、市の方針についての検討が一定程度進ちょくした段階で上位計画等への位置づけについて働きかけを行うなど、3か年度という期間を有効に活用したスケジュールを設定する必要があります。

（方針３）検討体制を充実・強化する。

平成18年度以降も懇談会という市民による議論の場を中心に、市の組織横断的な検討体制との連携を図りながら市の方針策定について検討を進めることが重要です。

さらに、東京都、東京大学などの関係機関とのコミュニケーションが極めて重要です。特に東京大学については、独立行政法人への移行に伴い新たに経営協議会が設置されるなど、運営組織が大きく変わっています。そのため、移転問題を所管する事務部門を見定めて意見交換するなど、効果的にコミュニケーションを図る必要があります。

そうした観点を踏まえ、3か年度の取り組みの中では、庁内検討委員会、懇談会に東京都、東京大学が継続的に参加でき、情報を共有・交換するための場を求めます。

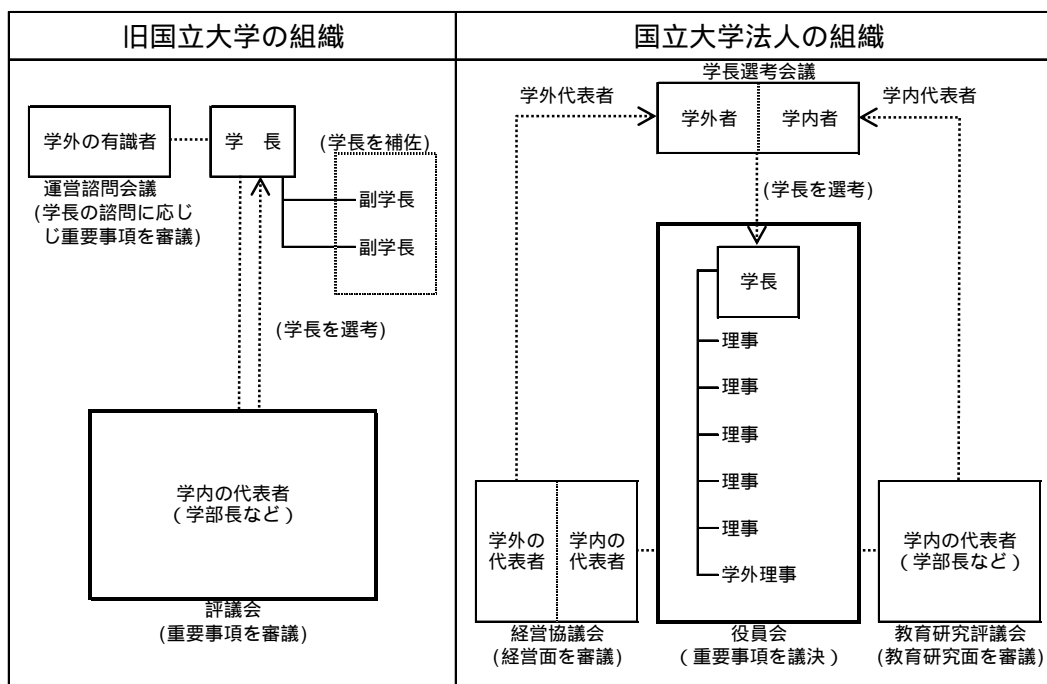
懇談会での議論から

懇談会では、『懇談会の委員構成を拡充すべき』（第3回懇談会）、『国分寺市の事例、三鷹市のシンクタンクなど、他の対応の情報を集める。あるいは担当者を招く。』（第3回懇談会）ことが重要であると考えます。

平成18年度以降の懇談会については、構成委員の拡充を検討するとともに、事例紹介などを組み込む、あるいは先進事例を視察するなど、より活発な議論が行われるように運営面を工夫する必要があると考えます。

また、懇談会を市民相互の議論の場に限定せず、市民と市との間で課題意識を連携・共有できるような場に位置づけるような工夫も必要です。

図 4-1 旧国立大学・国立大学法人の組織



出典：文部科学省ホームページ

(方針4) 市民向けチャネルの定置化・充実化に取り組む。

市の方針を定めるに当たっては多くの市民意見の反映もしくは合意形成が欠かせませんが、必ずしも移転問題への関心が全市的に高まっている状況ではありません。そのため、3か年度の取り組みの中で、市民意識の一層の啓発を図る仕組みについても構築する必要があります。

懇談会では、市民啓発に向けた市民側の実践的な取り組みについて情報を交換しました。また、市側が取り組みうる市民啓発の仕掛けについて、幾つかアイデアを示し議論を行いました。次年度以降、こうしたアイデアの中から、市が何らかの取り組み、市民の関心を高める工夫を継続して行う必要があります。

市報やホームページなど市の広報媒体の活用

市報はもとより、インターネットを活用した情報提供や意見交換の仕組みを構築することが重要であると考えます。

市以外の広報媒体の活用

地元ミニコミ誌や地域FMに情報を提供することが重要であると考えます。

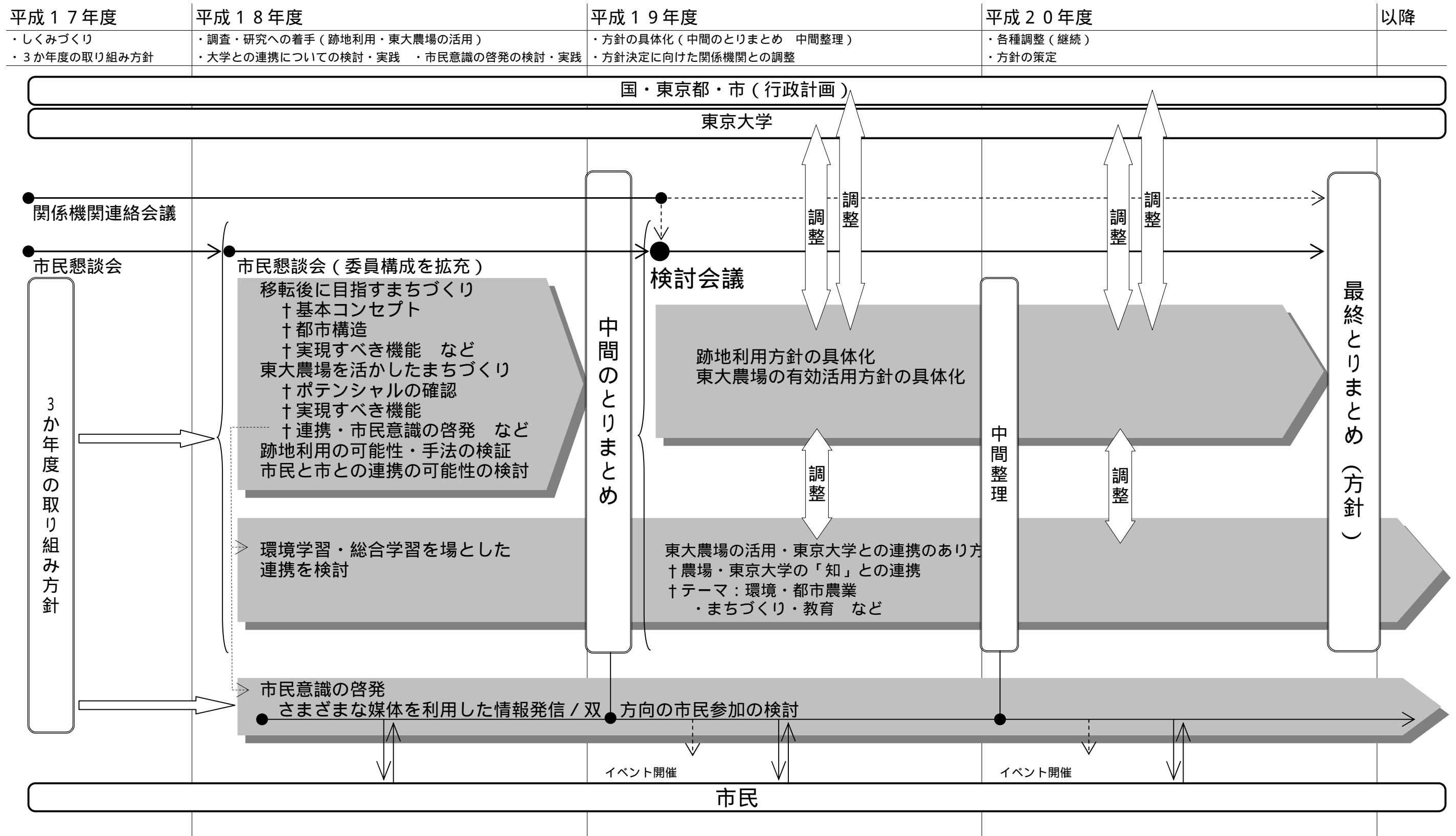
イベントの開催

市主催イベントに共催などの形で市民が参画する、あるいは市民主催イベントに、市が何らかの関わりをもつというように、市民と市が一体となった市民啓発への取り組みについても可能性を探ることが重要であると考えます。

懇談会での議論から

市の広報媒体の活用	
市報	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとっての最大の広報媒体 ・東大農場特集コーナー（定期的にコラム風に編集）を設け、沿革、施設概要、施設開放等の市民との関わり、移転問題等を掲載
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査実施時に比べ市ホームページは充実しており、市政に関する情報源として向上
公共施設掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・両庁舎、図書館、公民館等の公共施設掲示板へ掲示
広報掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・市内にある広報掲示板への掲示
メールマガジン	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者へのメールマガジンの配信
	<ul style="list-style-type: none"> ・これらの広報媒体を利用したアンケート調査の実施など双方向性を持たせる。
他の広報媒体の活用	
F M 西東京	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の身近なマスコミとしてタイアップ
新聞社・ミニコミ誌	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な情報提供による P R
東京ロケーションボックスへの登録	<ul style="list-style-type: none"> ・映画・ドラマのロケーション場所として誘致し、都心の農場という貴重な存在を P R
東京大学との連携・イベント等の開催	
学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年の遠足 ・図画の時間を利用した写生 全校で実施し市内コンテストの開催 ・理科の時間を利用した樹木、生物観察学習の実施 ・環境学習としての活用
生涯教育	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座「風景写真の撮り方」「風景画の描き方」 ・東大農場写真・絵画コンテストの実施
東大農場を活用したイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・東大農場産農産物によるそば打ち体験、餅つき大会等の実施 ・東大農場を場としたイベントを企画し、東大農場を市民に広く周知する。
市民側の実践	
東大農場塾	<ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型地域社会のモデルづくりや、持続可能な資源循環型社会の具現化を目標に、市民団体及び東大農場が主催し西東京市が後援して開設した、農を中心とした環境講座 ・講演会とともに、ひまわりと菜の花(ナタネ)の栽培から加工までの一貫した実習や観察会も行っている。
青年会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・わんぱく相撲大会を東大農場で開催し、子どものイベントに市民の東大農場に対する関心を高める仕掛けを組み込む(実現せず)。

5 3か年度の取り組みスケジュール(案)



6 取り組みに向けての課題及び留意点

(1) 作業工程の変更の可能性

スケジュール(案)では、平成 18 年度を調査・研究の年次と位置づけ、本懇談会の意見等を踏まえて、多種多様な切り口から検証を行い、中間のとりまとめを行うことを想定しました。しかし、今後の懇談会での議論の展開次第では、中間のとりまとめに向けたスケジュールの変更も想定する必要があります。

その場合、市民啓発の取り組み、関係機関との調整等にも影響が及ぶことが想定されることから、綿密な進行管理が求められます。

(2) 前提条件の変更の可能性

本懇談会が、市の方針策定を平成 20 年度に設定した前提は、平成 22 年度を始期とする東京大学の次期中期計画です。この中期計画は、所定の手続を行うことによって、計画期間の途中で変更することが法律上認められています(法第 31 条)。従って、仮に移転問題スケジュール(案)に影響を与える現行中期計画の変更が生じた場合は、スケジュール(案)そのものの再構築の可能性が生じるため、東京大学の動向を注視する必要があります。

(3) 関係機関との連携の見通し

本懇談会では、各種行政計画や東京大学の次期中期計画の点から、関係機関、とりわけ東京大学、東京都とは、相互に情報の共有等を図り、将来的には懇談会への参加を求めることがもっとも効果的と考えます。スケジュール(案)では、懇談会と関係機関を統合した検討会議の設置を想定しました。

しかし、現段階でそうした検討組織の強化は確実に見通せる状況ではなく、当面は東京大学、東京都に地道に働きかけることで可能性を探ることが必要です。

關係資料

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会
委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験者	小島 将志	元新市将来構想策定委員会委員長 都市計画プランナー
市民	嶋田 敏夫	西東京商工会事務局長
市民	宮崎 啓子	西東京市都市計画審議会委員 東大農場のみどりを残す市民の会代表
市民	海老澤達也	西東京青年会議所
西東京市職員	坂井 明成	企画部長

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会検討経過

会議	年月日	検討内容
第 1 回	平成 17 年 11 月 24 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 3 時 35 分	懇談会の運営について 座長・副座長の選出 今後の取組みについて 今後の会議日程について
第 2 回	平成 17 年 12 月 22 日 (木) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 3 時 45 分	市民活動団体の報告 今後の取組み方針について
第 3 回	平成 18 年 1 月 27 日 (金) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 00 分	取組み方針策定のコンセプトについて 3 か年の取組みスケジュールについて
第 4 回	平成 18 年 2 月 28 日 (火) 午前 10 時 00 分 ~ 午前 11 時 25 分	検討結果報告書 (案) について

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会設置要綱

第1 設置

東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場（以下「東大農場」という。）の移転に当たり、西東京市が取り組む移転後の土地利用等について必要な事項を検討するため、東京大学大学院農学生命科学研究科附属農場懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項を所掌し、検討結果を市長に報告する。

- (1) 東大農場の移転後の土地利用等に係る情報収集に関すること。
- (2) 東大農場の移転後の土地利用等の検討等に係る市民参加に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、東大農場の移転に係る重要事項に関すること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員6人以内で構成し、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 西東京市職員

第4 座長及び副座長

懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 任期

委員の任期は、第2の規定による市長への報告が終了したときまでとする。

第8 報償

懇談会の委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第9 庶務

懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

第 10 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 24 日から施行する。

東京大学大学院農学生命科学研究科
附属農場移転問題検討結果報告書

平成 18 年 3 月発行

発 行 東京大学大学院農学生命科学研究科
附属農場懇談会

事務局：西東京市企画部企画課

〒188-8666 東京都西東京市南町 5-6-13

電 話 0424-64-1311

